

平成 29 年北海道告示第 128 号の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をした。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ地内の 3,981.3 m²の土地を起業地とする「浦臼町認定こども園及び子育て支援センター建設事業」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、浦臼町が運営する「浦臼町立みどり幼稚園」を廃止し、現所在地及び隣接地において新たに幼保連携型認定こども園を建設し、子育て支援センター（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項の規定による「地域子育て支援拠点事業」を行う場所）を当該新園舎に併設した上で、協定に基づき社会福祉法人に施設を貸与し、町と法人の連携の下に教育及び保育等を行うものである。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（以下「認定こども園法」という。）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業及び児童福祉法に規定する地域子育て支援拠点事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業に該当するものであり、本件事業により整備する「浦臼町認定こども園」は認定こども園法に、「子育て支援センター」は児童福祉法に基づく施設として、法第 3 条第 23 号に規定する「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に該当すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

幼保連携型認定こども園は、認定こども園法第 12 条において地方公共団体等が設置することができる」と規定され、また、地域子育て支援拠点事業は、児童福祉法第 34 条の 11 において市町村等が行うことができると規定されている。

本件事業は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定により町が策定した「浦臼町子ども・子育て支援事業計画」（以下「支援計画」という。）に登載され、平成 27 年度以降、各年度に必要な財源措置を講じて事業を実施している。

以上のことから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

浦臼町は、平成 25 年度に有識者、教育・保育関係団体及び町民代表等を構成員とする「浦臼町子ども・子育て会議」を設置し、0 歳児から小学 6 年生の子供がいる全保護者世帯に子育て支援に関するアンケート調査を実施後、その結果を踏まえて、平成 27 年 3 月に子ども・子育て支援法に基づく支援計画（平成 27 年度～31 年度）を策定している。

従来から町内には保育施設がなく近隣市町の施設を利用せざるを得ない状況で、空きがない等希望が通りにくく、また、従前から子育て支援センターが町内になく、上記アンケートにおいて多くの要望が寄せられたことから、町は、認定こども園（子育て支援センター機能包含）の開設を支援計画に登載している。

本件事業の完成により、町に初めて保育・教育・子育て支援機能を有する施設が整備され、支援計画の目標である「子どもの健やかな成長を育む教育環境の整備」及び「地域における子育て支援の充実」の実現に貢献すると期待される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

起業者が、平成 28 年 9 月に任意で行った現地調査によると、起業地内には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）により保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は確認されなかった。

また、起業地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していない。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

起業地の選考条件は、町における唯一の幼児施設・保育施設であることから、町内の中心部にある文教地区からとし、北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例（平成 18 年条例第 78 号）に規定している必要面積を有している 2 箇所を候補地とした。

町は、当該候補地について、取得が必要な土地面積、支障物件数、保護者の利便性、経済性等を比較検討の上、起業地を決定しており、妥当なものと認められる。

また、子育て支援センターについては、厚生労働省の通知により地域子育て支援拠点事業の実施場所の例示のとおり児童福祉施設で実施されるため、子育て親子が集う場として適した場所が選定されており、認定こども園と併設することにより、会議室や職員休憩室が共用され、建設コスト及び建築面積を必要最小限にしている。その他、園庭や駐車場等の附属施設は、認定こども園と一体として機能を発揮するものに限られており、その面積の積算も妥当である。

したがって、本事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3の(1)で述べたように、本件事業は、多数の町民の意見・要望等を反映して策定された支援計画に登載された事業であり、早期の完成が待ち望まれている。

また、認定こども園を建設することにより、保育を必要とする未就学児の安定的な保育を確保することができ、子育て支援センターを併設することにより、子育てに対する不安や心配を払拭するのに大きく役立つものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、3の(3)で述べたように、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。